

陳情第 6 5 号	受理年月日	令和 3 年 1 2 月 2 日
付託委員会	教育文化委員会	
件 名	埋蔵文化財センター移転事業・基本設計が、八幡市民会館の歴史的・文化的価値の保存に値するものであるかの再検討について	
要 旨	<p>八幡市民会館を埋蔵文化財センターに用途変更することについて、当初からこの事業には正当性がないと訴えてきた。さらに事業評価 2 における検討過程及び出された結論には納得できるような合理性がなく、再検討を求めてきた。</p> <p>しかし、北九州市は、私たちが陳情書で指摘した数々の疑問や、パブリックコメントで寄せられた切実な要望に真摯に向き合うことなく、この事業を進める決定を下してしまった。</p> <p>市は、この事業を行っても村野藤吾氏が設計した八幡市民会館の建築的価値はおおむね維持されているとの立場に立っているが、基本設計で示された図面を見れば、この建築物の最大の価値である大ホールは、収蔵庫としての役割のみを果たす空間に変質しており、これでは歴史的建造物の保存には値しない。</p> <p>八幡市民会館を埋蔵文化財センターに用途変更すれば、大ホール以外の空間を、ある程度、村野藤吾氏が設計したとおりの状態で保存できたとしても、最も保存すべき肝腎の大ホールが台なしになってしまうことは明らかである。</p> <p>これは当初から分かり切っていたことであるが、市は文化財としての調査さえも拒否して、当初の計画を押し通して現在に至っている。</p> <p>八幡市民会館は、村野藤吾氏の建築作品の中でも、極めて優れた公共建築物として、日本建築学会や早稲田大学やドコモモジャパンなどから、保存を求める声が相次いで届けられたが、市は補修に多額の費用がかかるとして、その要請を退けてきた。</p> <p>この状況に対する世論に押されて、当初の選択肢に入っていた解体を断念し、用途変更の道を探り、専門家による検討委員会を設置しての調</p>	

査、検討も行わないまま、全くふさわしくない埋蔵文化財センターを用途変更の対象物件にしてしまった。

については、下記のとおり措置していただきたい。

記

- 1 専門家による第三者検討委員会を設置して、本事業が、歴史的・文化的価値を保存するにふさわしい計画であるのかどうかを検証すること。
- 2 基本計画の公表後、ドコモモジャパンから要請された事項が、基本設計において、どの程度反映されているのか、対照表を作成して公表すること。
- 3 第三者検討委員会の結論が出るまで、本事業の実設計着手を見合わせる。